

寄附中央図書館飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

令和7年1月
枚方市

1. 募集目的

中央図書館の施設利用者の利便性を図るため、飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集する。

なお、中央図書館に設置する自販機での飲料水等の購入を通じて、市民等に「枚方市子どもに本を届ける基金※」への寄附を募っていく取り組みを実施するため、受注者はこの取り組みに協力することを要する。

※子どもの読書活動を推進するため、子どもに本を届ける事業に活用する基金。

2. 設置施設の概要等

(1) 名称

①中央図書館 1階 軽読書コーナー（屋内）

②中央図書館 1階 公園口横（屋外）

(2) 住所

枚方市車塚2丁目1-1

(3) 開室時間（軽読書コーナー）

午前9時30分～午後5時（毎週金曜日、第4火曜日、年末年始等の図書館休館日を除く）

(4) 利用見込み来館者数及び就業者数等

来館者数/日 平日約1,200人 休日約2,400人（平常時）

就業者数 約60人

※上記データはあくまでも参考として提示しているものであり、利用者数等を保証するものではない。

3. 自販機設置場所及び台数

(1) 設置場所・台数・種別・最大設置サイズ

中央図書館

設置場所	種別	台数	最大設置サイズ
中央図書館 1階 軽読書コーナー（屋内）	清涼飲料水	1	W1,200mm×H2,200mm×D1,000mm 以内
	清涼飲料水	1	W1,200mm×H2,200mm×D1,000mm 以内
	パン、菓子等の軽食	1	W1,200mm×H2,200mm×D1,000mm 以内
中央図書館 1階 公園口横（屋外）	清涼飲料水	1	W1,200mm×H2,200mm×D1,000mm 以内

※上記の最大設置サイズは自動販売機本体のサイズであり、電気メーター及び脚部は含まないものとする。回収ボックスは1個あたり500mm×500mmを目安とする。

(2) 設置位置 別紙 中央図書館自動販売機設置場所 のとおり

(3) 使用電圧等 使用電圧 単相 100V

使用電流 各 10A まで

4. 設置期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※設置工事については、上記期間内で中央図書館の休館日にあたる金曜日、第 4 火曜日に実施すること。祝日を除く。詳細な工事日程は協議の上決定する。

5. 自販機の設置条件等

(1) 設置条件

① 受注者の施設使用形態

受注者は、自販機設置場所として使用する部分について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用すること。

② 行政財産使用許可の期間

使用許可の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとし、令和 9 年度（期間末は令和 10 年 3 月 31 日）まで毎年更新することができる。また、設置及び撤去工事期間についても行政財産使用許可の期間に含むものとする。

③ 行政財産使用料

受注者が応募申込書（様式①）に記載した合計金額。

ただし、本市が設定する中央図書館 1 階軽読書コーナー（屋内）：46,564 円以上、中央図書館 1 階 公園口横（屋外）：1,453 円以上の最低使用料 年額 48,017 円以上の合計金額であること。

納付については、各年度に発注者が指定する期日までに、発注者が指定する金融機関に、当該年度分を全額前納するものとする。また、一度納付された使用料は一切還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

④ 光熱水費

設置事業者は、自販機設置期間中に発生する光熱水費を自らが設置した子メーター（積算電力計）の積算に基づき負担するものとする。

⑤ 転倒防止

自販機の設置は、施設に負担の少ない方法で固定し、地震等でも容易に転倒しないように設置すること

⑥ その他必要工事等

設置事業者は、自らの負担で次の設置工事を実施し、また設置工事時に発生する光熱水費を負担するものとする。

（必要工事等）

○電気工事（自販機設置場所までの電源工事及び、子メーター（積算電力計）の設置工事）及び自販機設置工事。特に、1 階 中央図書館公園口横（屋外）設置の自販機が含まれるため、可能な限り現地見学を行い、応募前に必要工事を確認すること。

○転倒防止工事等その他設置に必要な工事

※自販機の設置にかかる光熱水費は子メーターの積算に基づく電気使用料を設置事業者が負担するものとする。

(2) 使用上の条件

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を確実に納付すること。
- ② 自販機を設置する権利又は自販機を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市と協議すること。
- ④ 販売品目は飲料品、パン、菓子等とすること。
- ⑤ 飲料品等の販売品は缶製品、ペットボトル製品、紙パック製品のいずれかの製品とする。
(ビン製品、紙コップ製品は不可とする。)
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑦ 販売品については、事前に本市と協議し決定すること。また、利用者等からの要望がある場合、枚方市からの指示により販売品の一部入れ替えに対応すること。
- ⑧ 設置する自販機は高齢者や障害者の利用にも配慮したユニバーサルデザイン仕様のものでとすること。
- ⑨ 災害時に自販機内の販売品を無償提供できる機能を備えたものとすること。
また、枚方市内に震度5弱の地震または枚方市災害対策本部の設置が必要となった災害において、その災害対策本部から飲料の提供について要請があった場合に、販売品を無償提供することとし、自販機設置時に事業者と本市の間にて協定書を取り交わすものとする。
なお、自販機の無償提供するための設定は、本市側で行えるようにすること。
- ⑩ 自動販売機内に非常電源を搭載し、停電時でも提供できるタイプのものを設置すること。
- ⑪ 年間数回の計画停電(停電時間6時間以上)を予定しているので、商品の品質を保つことができるよう対応すること。※復旧電源装置による自動販売機への通電はなし。
- ⑫ 許可期間内において、設置事業者の事情で自販機を撤去する場合は、特段の事由がある場合を除き、毎年3月31日付けで行うものとする。
なお、撤去の申し出は、撤去を行おうとする前年の10月末日までに、本市に対して文書にて行うものとする。
- ⑬ 許可期間満了あるいは機器の交換にかかる撤去作業については、許可期間内の金曜日、若しくは第4火曜日に実施すること。祝日を除く。詳細な作業日程は協議の上決定する。

(3) 維持管理責任

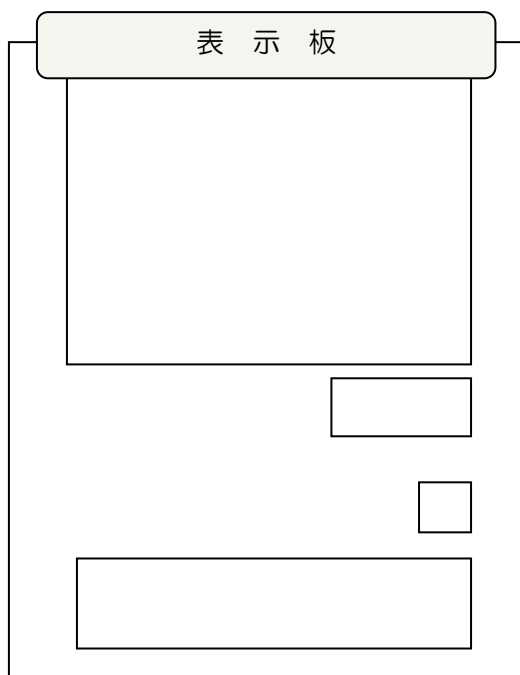
- ① 維持管理(転倒防止、機器の点検・保守、商品及びつり銭の補充、故障・盗難時の対応、苦情対応、消耗品の補充、清掃等)は、設置事業者の責任により行うこと。
また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないようにすること。
- ② 商品の種類(缶、ペットボトル、紙パック等)ごとに回収ボックスを自販機周辺に設置するとともに、設置事業者の責任で回収ボックスからゴミがあふれることのないように、設置事業者の責任で毎週2回以上係員を派遣し、機械の整備、原料・つり銭・必要消耗品等の補充及び代金の回収にあたらせるものとする。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し徹底を図ること。
- ④ 自販機を設置するにあたっては、据付面、電源等を確認したうえで安全に設置すること。
万が一、不備があった場合は、設置事業者の責任により対応すること。
- ⑤ 故障・苦情等が発生した場合の緊急連絡先を自販機に大きく明示するとともに、緊急時には迅速に対応すること。

- ⑥ 本市では「環境保全都市枚方」の実現を目指しており、本市環境方針を踏まえ、本業務を実施する上でも環境保全に配慮すること。
 - ⑦ その他、必要に応じて市、施設の管理者と協議を行うこととする。
- (4) 年度毎に売上金額（販売単価×売上本数）を報告すること。
- (5) 使用許可の取消し又は変更等
- 次に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
- ① 本市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
 - ② 施設の維持管理上、必要とするとき。
 - ③ 設置事業者が使用許可条件に違反したとき。
 - ④ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- (6) 許可終了時の条件等
- 設置事業者は、使用許可期間が満了したとき、5.(2)⑫により撤去するとき、又は前号の規定により使用許可を取り消された場合には、直ちに設置事業者の負担で使用許可を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。
- (7) 損害賠償
- 設置事業者は自販機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとする。
- (8) 枚方市が設置する基金に対する協力
- ① 自販機を通じた枚方市が設置する基金への寄附の取扱い
- 市民等は、中央図書館に設置する自販機で飲料水等を購入することを通じて、商品代金（消費税及び地方消費税を除く）中の3%分を枚方市が設置する「子どもに本を届ける基金」に寄附する意思を示したものとし、寄附の手続を受注者に委ねるものとする。
- ② 自販機への表示等
- 設置事業者は、(8)①の主旨を周知するため、(8)④に図示する表示板を設置日までに自己の負担にて作製し、自販機の正面上部に掲示するものとする。
- ③ 市民等からの寄附相当額の納付
- 設置事業者は、(8)①に記載する市民等の寄附に相当する金額をとりまとめて、別途指定する期日までに納付するものとする。

自販機本体への装飾イメージ

PRイメージ

【正面】



上図の大きさは目安であり、自動販売機の形状にあったサイズとすること。

表示板の作成例

この自動販売機を利用させていただくことにより、商品代金の一部（3%分）が、「**枚方市子どもに本を届ける基金**」に寄附されることとなります。同基金は、子どもに届ける図書を購入費を積み立てるものであり、みなさま方のご協力をお願いいたします。

枚方市
協力 ○○（法人名）

約20cm

自販機の横幅に合わせて

その他、寄附についての表示を求めることがあります。

設置場所	種別	台数	最大設置サイズ
中央図書館 1階 軽読書コーナー（屋内）	清涼飲料水※	1	W1,200mm×H2,200mm×D1,000mm 以内
	清涼飲料水※	1	W1,200mm×H2,200mm×D1,000mm 以内
	パン、菓子等	1	W1,200mm×H2,200mm×D1,000mm 以内
中央図書館 1階 公園口横（屋外）	清涼飲料水※	1	W1,200mm×H2,200mm×D1,000mm 以内

※印のついている自動販売機は、枚方市が設置する基金への寄附の対象となる自販機です。

④ 設置時の注意

表示板等については、耐水・耐光仕様の素材を活用、又は加工を施すこと。また、風雨・地震等によって、滑落・破損等がないようしっかりと固定すること。

6. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす者に限る。

- (1) 申請時点において、過去15年以内に3年間以上の自動販売機設置実績を有すること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3) 国税及び市税の未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者について、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第174条第1項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7. 応募申込手続き等

(1) 申込書等受付期間

令和7年2月5日（水）から令和7年2月14日（金）までの土曜日、日曜日を除いた平日
午前9時30分から午後5時30分。

(2) 申込み受付場所

枚方市教育委員会 中央図書館 1階事務室
枚方市車塚2丁目1-1

(3) 申込みに必要な書類

①応募申込書（様式①）

②誓約書（様式②）

③履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）…発行後3ヶ月以内のもの

なお、枚方市内の事業所等について商業・法人登記していない法人については、枚方市内の事業所等の所在地が記載された法人所在地証明書も併せて提出すること。個人事業者は、「個人事業の開廃業等届出書」の写しを提出すること。

④代表者身分証明書(写し可)・・・**個人事業者のみ提出**、発行後3ヶ月以内のもの

本籍所在地の市町村長発行の証明書及び東京法務局民事行政部後見登録課発行の成年後見登記されていないことの証明書の両方が必要

⑤印鑑証明書…発行後3ヶ月以内のもの

⑥税証明書…発行後3ヶ月以内のもの

[国税]…「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」について未納税額がないことを証明する「納税証明書（個人事業者は税務署様式その3の2、法人事業者は税務署様式その3の3）」を提出すること。

[市税]…会社の所在する市町村の市税に係る直近2ヵ年分の納税証明書を提出すること。

⑦会社概要

⑧決算報告書…直近の貸借対照表、損益計算書

⑨設置予定の自販機及び販売品の説明書、パンフレット等

⑩ユニバーサルデザイン・災害時無償提供機能について確認できる資料等

⑪許認可等の免許の写し

※申し込みに必要な様式等は、枚方市ホームページからダウンロードするか、中央図書館1階事務室で配布しているものに、必要資料を添えて申し込むこと。

（様式等の配布は、月～金曜日の9時30分～17時30分。祝日を除く）

枚方市ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000051382.html>

(4) 申込みの手続き

受付期間内に申込みに必要な書類を受付場所へ直接持参すること。郵送、電話、ファックス及びEメールによる受付は行わない。なお、一度提出された申請書等は返却しない。

(5) 応募資格の確認について

提出した書類を受理した後、内容を審査し、参加要件を満たさないと判断した場合は受付を取り消し、その旨について申込者へ後日連絡する。

(6) 申込みに当たっての留意事項

行政財産使用許可は、原則として申込書に記載された名義以外では行えない。

8. 現地見学

(1) 設置場所の見学を希望する者は令和7年1月6日（月）から令和7年1月15日（水）までの平日午前9時30分から午後5時30分までに電話で申し込むこと。

申込み先：枚方市教育委員会 中央図書館

電話番号：050-7105-8110（直通）

(2) 現地見学日

令和7年1月16日(木)から令和7年1月24日(金)の期間で、土曜日、日曜日を除いた平日午前10時00分から午後4時00分まで。なお駐車スペースの都合上、車でお越しの場合は1社につき1台まで。

9. 質疑・回答

(1) 仕様書等の内容に関し、質疑のある場合は、質疑書(様式③)を利用して下記締切日までにメールまたはFAXにより提出すること。

質疑締切: 令和7年1月27日(月)午後5時00分まで

質疑提出先: 枚方市教育委員会 中央図書館(枚方市車塚2丁目1-1)

メールアドレス: toshokan1-1@city.hirakata.osaka.jp

FAX番号: 072-851-0962

(2) 質問に対する回答

質疑回答日 令和7年2月4日(火)から本市ホームページで公表

10. 設置事業者の決定及び公表

(1) 応募申込書(様式①)に、使用許可の期間における行政財産使用料が最も高い価格を記入し申込みを行った事業者に決定する。また、最高価格の申込みが2者以上ある場合は、本市において、くじにより選定する。なお、申込者はそのくじ引きに立ち会うことができる。

(2) 事業者選定結果については、令和7年2月28日(金)に枚方市ホームページで公表するとともに、すべての申込者へ文書で通知する。

枚方市ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000051383.html>

11. 設置予定事業者の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消す。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続きを行わなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ 設置予定事業者が本仕様書の内容を履行できない、若しくは履行しない恐れがある場合。
- ④ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

(2) 前項の規定により、設置予定事業者としての決定が取り消された場合において、次順位の者に設置予定事業者としての決定を行う場合がある。

12. その他

(1) 応募及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

(2) 申込みをした事業者に対しては、別途ヒアリングをする場合がある。

(3) 設置事業者の決定結果については、すべての申込者へ文書で通知する。

(4) 設置条件その他の事項について、施設の物理的条件やその他やむをえない事由によっては、設置事業者と協議の上、変更する場合がある。

(5) 工事等によって施設の利用を休止する場合がある。

- (6) その他、この募集要項に記載のない事由が発生した場合は、本市及び設置事業者の双方で協議を行い決定する。

【 公募の流れ 】

